平成２２年（フ）第５３７５号
大阪市生野区巽南１丁目６番24号
債務者　北村昭一郎
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　信秀
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目33番１―304号
債務者　南部　都世
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　邦彦
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７９号
大阪府枚方市津田駅前２丁目14番７―104号
債務者　野澤　弘子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７６号
熊本県玉名市山田1836番地10棟104号
債務者　北村　静雄
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１１１号
岩手県大船渡市末崎町字上山180番地４
債務者　今野　彰子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２２３号
山形県寒河江市元町４丁目３番地の３、申立時の住所山形県天童市本町１丁目４番24号
債務者　松寿しこと　松井　利雄
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４号
山形県寒河江市元町４丁目３番地の３、申立時の住所山形県天童市本町１丁目４番24号
債務者　松井　芳子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
山形県天童市交り江２丁目１番１―302号
市営交り江住宅１号棟
債務者　松井　和則
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７９号
山形県東根市大字蟹沢2222番地５　紅花ハイツ２―４
債務者　須藤　　朗
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８０号
山形市大野目１丁目９番５号
債務者　平　つね子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７９号
静岡県沼津市大諏訪339番地の１、前住所静岡県沼津市西島町４番27号　アルカサール西島Ａ101号
債務者　山中　昌弘
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６３５２号
大阪府東大阪市松原２丁目２番30号
債務者　正木さおり（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２４号
横浜市南区山谷99番地　善陽ハイツ101号
債務者　山本桂之助
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０１号
横浜市中区本牧三之谷15番１号
債務者　惣田　良子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６号
岡山県津山市院庄803番地１
債務者　枝並　有紀
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前10時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６０９号
栃木県宇都宮市江曽島５丁目４番７号
債務者　林　　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１０号
栃木県宇都宮市江曽島５丁目４番７号
債務者　林　ひで子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係